

瀬戸市浄化センター運転管理業務委託公募型プロポーザル ご質問への回答その1

番号	掲載資料及び掲載ページ	質問該当箇所及び質問事項	回答
1	プロポーザル実施要領、7頁、7項、(4)、提案書作成要領その他留意点、③	「各書類（提案書（第5号様式）を除く。）には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、参加者を特定できる表示は一切付してはならない。」と記載されています。「氏名」とは、代表者等の企業の特定につながる氏名であり、本業務に配置を予定している従事者の氏名は記載できるとの認識でよろしいでしょうか？	本業務に配置を予定している従事者の氏名の記載はできます。
2	業務委託契約書（案）、4頁、第11条、1項、3か年修繕計画書及び年間修繕計画書	要求水準書付属資料で「計画修繕の予定(令和8年度～令和10年度)」が示されています。これより以前の計画修繕実績(実施年度・金額・施工期間等)をお示しいただくことは可能でしょうか。過去の実績を参考に、より実態に沿った計画策定に活用したい考えです。	本業務において、「計画修繕の予定(令和8年度～令和10年度)」にとらわれず、より効果的かつ継続的な施設維持のため、計画修繕の内容変更の提案を期待しています。そのために、契約期間中、過去の計画修繕実績を受託者と共有することは可能です。
3	業務委託契約書（案）、4頁、第11条、2項、3か年修繕計画書及び年間修繕計画書	「受注者は、3か年修繕計画書で予定する当該計画修繕の内容等に変更が生じる場合、受注者は発注者に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。」と記載がありますが、この「軽微な場合」とはどのような状況を想定されていますか。お考えをお示しください。	修繕計画の根本的な趣旨を変えず、計画内容の軽微な修正に留まるものを指します。具体的には、設備の特定モデルの変更、一部の設計変更による工事費の小幅な増減（当初計画工事費の30%以内、且つ200万円以内）、法令遵守のために必要な軽微な手続きなどを想定しています。なお、年度を跨がない工事期間の変更も軽微な場合と考えます。
4	契約書別紙5 性能未達による委託料の減額、35頁、1、(1)、放流水質要求水準の未達	放流水質要求水準の未達に関する算定式「減額する額Y1（円）＝【B】（円）／【A】（円）×【C】（回）×30」について、【A】、【B】、【C】の各項目については根拠となる記載が確認できましたが、式中にある「30」という数値の根拠については記載が見当たりません。この「30」という数値の根拠についてご教示ください。	単に係数です。放流水質要求水準の未達が発生した1回につき、およそ1か月分の施設管理経費を減額することとしています。
5	要求水準書、4頁、第12条、9項、(6)、下水道事業PR補助	下水道スライフエアのイベント補助との認識でよろしいでしょうか。その他のイベントも含まれ、多大な工数が発生する場合は、別途協議との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。但し、要求水準書に記載のとおり、浄化センターへの見学者の対応及び安全管理を含みます。

瀬戸市浄化センター運転管理業務委託公募型プロポーザル ご質問への回答その1

番号	掲載資料及び掲載ページ	質問該当箇所及び質問事項	回答
6	業務委託契約書（案）、4頁、第11条、1、3か年修繕計画書及び年間修繕計画書	計画修繕に関して、1件当たりの上限金額（税込み）ありましたらご教示ください。	上限金額はありません。
7	契約書別表1、2頁、4、小修繕支払額	契約書別表1「委託料支払表」の小修繕費支払額16,060,000円は税込みの金額と認識してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。